

日向市電子入札の注意事項(建設工事等)

第1 目的

この注意事項は、日向市が電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。))が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、日向市財務規則(昭和42年日向市規則第1号。以下「財務規則」という。)、日向市電子入札実施要領(令和3年日向市告示第208号。以下「実施要領」という。))及び日向市電子入札運用基準(令和3年日向市総務課定め。以下「運用基準」という。))並びにこの注意事項を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、日向市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等(図面、仕様書及びその他交付書類)、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)並びに電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)及び同施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)(以下「電子署名法等」という。))等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 入札の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、日向市の建設工事等に係る入札参加資格の認定を受けている者を代表する者(以下「代表者」という。))又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。))とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法等に基づく電子証明書(以下「ＩＣカード」という。))を取得し、日向市に当該ＩＣカードを登録しておかなければならない。

第5 入札書の提出

- 1 入札に係る手続は、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリ等による入札書の提出は認めない。
- 2 入札書の提出期限までに、日向市において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理しない。

- 3 実施要領第7条第5項各号又は運用基準第5の4各号のいずれかに該当する場合は、日向市に書面による入札（以下「紙入札」という。）に関する承諾（移行）願を提出し、承諾を得たときは、紙入札をすることができる。なお、この場合、入札書は封書にしたものを持参等により提出する。

第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、入札書とともに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札の場合にあつては、入札書に同封して提出するものとする。

第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の100分の5以上とする。ただし、財務規則第94条各号の規定に該当する場合は免除する。

第8 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- 3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書を提出していない場合は、失格とする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

- 1 日向市が、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困難と認めた場合は、紙入札に変更することがある。
- 2 入札参加者が、第2及び第3の規定に抵触したとき等、日向市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により日向市が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

第11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を電子入札システムにより入札参加者に明らかにするものとする。

第12 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。
 - (1) 条件付一般競争入札にあつては、入札公告に定めるところによる。
 - (2) 指名競争入札にあつては、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（第13の規定により失格となった者を除く。）を落札者とするを原則

とする。なお、落札者となるべき最低の価格で入札をした者が2人以上あるときは、その入札参加者が入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づき、電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。